

兵庫県公報

平成30年3月9日 金曜日 第2983号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の解散認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	1
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 家畜の検査の実施（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	5
○ 家畜の予防注射の実施（同）	5
○ 内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等（水産課）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
選挙管理委員会公告	
○ 平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	8

告 示

兵庫県告示第197号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成30年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
山崎土地改良区	平成30年2月13日



兵庫県告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成30年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

山崎土地改良区

氏 名	住 所
永 濱 昭	姫路市飾東町山崎698番地1
永 濱 博	同 市飾東町山崎576番地1
水 井 静 則	同 市飾東町山崎706番地
松 井 賢次郎	同 市飾東町山崎502番地
永 濱 省 三	同 市飾東町山崎402番地
尾 田 秀 彦	同 市飾東町山崎1845番地2
高 田 安 和	同 市飾東町山崎1208番地
西 本 家 康	同 市飾東町山崎1146番地
上 原 茂	同 市飾東町山崎1211番地
西 山 正 司	同 市飾東町山崎1118番地
有 田 孝	同 市飾東町山崎1261番地2

山 本 昇 同 市飾東町八重畑838番地
東 畑 耕 司 同 市飾東町山崎620番地



兵庫県告示第199号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。
平成30年 3 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	喜平、山長土井、喜貴、丸彩土井、悠哲土井、喜徳、北菊喜、北菊奥、北菊妙



兵庫県告示第200号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。
平成30年 3 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満48箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第2項ただし書に該当する場合及び家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。
- 4 実施の期日
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
- 5 検査の方法
 - (1) エライザ法
 - (2) ウエスタンプロット法
 - (3) 疫学的検査
 - (4) 臨床検査



兵庫県告示第201号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。
平成30年 3 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 牛の結核病検査
 - (1) 実施の目的
牛の結核病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
 - ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

- エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア ツベルクリン検査
イ 疫学的検査
ウ 臨床検査
- 2 牛のブルセラ病検査
- (1) 実施の目的
牛のブルセラ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 急速凝集反応法
イ 酵素免疫測定法
ウ 補体結合反応検査
エ 疫学的検査
オ 臨床検査
カ 細菌検査
- 3 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
神戸市西区、姫路市、洲本市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、西脇市、宝塚市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域に限る。）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛及び家畜防疫員が検査を必要と認めた牛については、県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 家畜防疫員が検査を不適当と認めたもの
イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの
- (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 予備的抗体検出法
イ リアルタイムPCR法
ウ ヨーニン検査
エ 疫学的検査
オ 臨床検査
カ 細菌検査
- 4 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため

- (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
 - イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - ウ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 予備的抗体検出法
 - イ リアルタイムPCR法
 - ウ ヨーニン検査
 - エ 疫学的検査
 - オ 臨床検査
 - カ 細菌検査
- 5 馬の馬伝染性貧血検査
- (1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が検査を必要と認めた馬
 - (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 寒天ゲル内沈降反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - エ エライザ法
- 6 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
- (1) 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏
 - (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 急速凝集反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - エ 細菌検査
- 7 県外に移動する蜜蜂の腐蛆病検査
- (1) 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域

県内全域

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県域を越えて移動する蜜蜂
- (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 肉眼的検査
 - イ 脱脂乳による検査
 - ウ 細菌検査



兵庫県告示第202号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査
 - (1) 実施の目的
家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
 - イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
 - (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア エライザ法
 - イ ウイルス分離検査
 - ウ 寒天ゲル内沈降反応検査
 - エ その他必要な検査
- 2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査
 - (1) 実施の目的
次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため
 - ア アカバネ病
 - イ チュウザン病
 - ウ アイノウイルス感染症
 - エ イバラキ病
 - オ 牛流行熱
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)
 - (4) 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第203号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

平成30年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 実施の目的
牛の炭疽の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの
 - イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの
 - (2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛
- 4 実施の期日
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 注射の方法
炭疽予防液の皮下注射



兵庫県告示第204号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成30年3月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公示番号及び免許の内容となるべき事項等

公示 番号	免許の内容となるべき事項						地元地区		
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は 条件	市 郡	区 町	字
内区 第1号	第2種 区画漁業	もろこ漁業	1月1日から 12月31日まで	加西市網引町字奥ノ田1855番	古池の全部	—	加西市		
内区 第2号	同 上	もろこ漁業	同 上	同市網引町字仁王峠1803番	新池の全部	—	同 市		
内区 第3号	同 上	ふな漁業	同 上	篠山市火打岩字鰐市谷78番ほか 23筆	鰐市ダム貯水池の全区域	—	篠山市		
内区 第4号	同 上	ふな漁業 わかさぎ漁業	同 上	同市小坂字居住ノ坪459番2(ほ か)3筆	佐仲ダム貯水池の全区域	—	同 市		
内区 第5号	同 上	ふな漁業	同 上	三田市福島字切池796番	福島大池の全部	—	三田市		

2 免許の申請期間 平成30年3月9日から同年5月31日まで

3 免許予定日 平成30年9月1日

4 漁業権の存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで



兵庫県告示第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成29年11月13日から平成30年2月19日まで
- (3) 作業地域
西宮市甲子園七番町17番
- 2 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- (2) 作業期間
平成29年12月20日から平成30年2月19日まで
- (3) 作業地域
西宮市小曾根町三丁目1番25地先

選挙管理委員会公告

平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成30年3月7日に次の者を表彰した。

平成30年 3月 9日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

1 兵庫県選挙管理委員会表彰
(選挙管理委員会の部)

名 称

- 養父市選挙管理委員会
- 朝来市選挙管理委員会
- 市川町選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

氏 名	職 名	住 所
平 野 隆 司	加東市選挙管理委員会委員長	加東市
田 中 勝 明	太子町選挙管理委員会委員長	揖保郡太子町
川 端 健太郎	神戸市選挙管理委員会事務職員	淡路市
吉 田 慎 二	神戸市兵庫区選挙管理委員会事務職員	西宮市
澤 田 光 司	兵庫県選挙管理委員会書記	神戸市西区

2 兵庫県選挙管理委員会感謝状
(個人の部)

氏 名

- 吉 田 顯 成

職 名

川西市明るい選挙推進協議会委員

住 所

川西市

(団体の部)

名 称

- 沼島地区自治会

所在地

南あわじ市